	e　方向制御弁 f　電磁弁 g　圧力制御弁 h　流量制御弁 i　逆止め弁 j　アキュムレーター k　回転継手		
(6)　電気機器	a　各センサー	各操作を行い、作動の適否を調べる。	正常に作動し、かつ、適正に制御されていること。
	b　モニター	①　各操作を行い、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　モニターの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
	c　安全灯及び警報装置	①　各操作を行い、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、取付け状態が適正であること。
		②　各安全灯のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
	d　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
		②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
	e　操作盤	①　各スイッチを操作し、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　ケーブル及びコードの損傷、ねじれ及び断線の有無並びに絶縁の状態を調べる。	②　損傷、ねじれ及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。
		③　操作盤の破損及び水等の浸入の有無を調べる。	③　破損及び水等の浸入がないこと。
	f　エンジン停止スイッチ	①　スイッチを操作し、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　取付け部の緩みの有無を調べる。	②　緩みがないこと。

	(7)　つり具　a　つりワイヤ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(7)　つり具　b　シャックル及びつりボルト	①　スナップピンの損傷、変形及び脱落の有無を調べる。	①　著しい損傷、変形及び脱落がないこと。
		②　シャックル及びつりボルトの亀裂、変形及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂、著しい変形及び損傷がないこと。
		③　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	(7)　つり具　c　つりベルト	①　長さその他仕様の適否を調べる。	①　仕様が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		②　損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
4.3.7　油圧装置 4.3.8　操作装置 4.3.9　安全装置 4.3.10　車体関係	(1)　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2)　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3)　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4)　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5)　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(6)　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.11　総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
4.4.1　原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	